

議事日程第4号

令和3年3月1日(月)

第1 議案上程(議案第5号から第26号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 議案上程(議案第27号及び第28号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第4 予算特別委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	10番 佐藤誠
11番 中田敏彦	12番 進藤優子	13番 船橋金弘
14番 米谷勝	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

---

欠席議員(1人)

9番 小松穂積

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	船 木 道 晴
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	佐 藤 透	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文	産業建設部長	柏 崎 潤 一
企 業 局 長	八 端 隆 公	企画政策課長	伊 藤 徹
総 務 課 長	鈴 木 健	財 政 課 長	佐 藤 静 代
税 務 課 長	菅 原 章	福 祉 課 長	小澤田 一 志
生活環境課長	畠 山 隆 之	観 光 課 長	三 浦 一 孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智 志	農林水産課長	畠 山 喜 美
病院事務局長	田 村 力	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学 校 教 育 課 長	加賀谷 正 人
監査事務局長	高 桑 淳	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
上下水道課長	小 野 肇	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

日程第1 議案第5号から第26号まで一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第5号から第26号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） おはようございます。

私から総務企画部に係る議案について御説明いたします。

令和3年3月男鹿市議会定例会提出案件一覧表をお願いいたします。

1ページの議案第10号及び第11号の各議案について御説明をいたします。

恐れ入りますが議案書の6ページをお願いいたします。

最初に、議案第10号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の勤勉手当の額に人事評価の結果を反映するため、本条例の一部を改正するものでありますが、地方公務員法等の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、平成28年4月1日から施行されております。

改正では、人事評価制度の導入が義務づけられ、評価結果に応じた勤勉手当の運用を図ることが示されております。

本市においても平成28年度から人事評価制度を試行的に導入し、5年が経過し、人事評価の理解も深まったことから、今年度の評価結果を来年度の勤務手当の反映させるため改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は改正前、改正後の新旧対照表であります。改正部分は下線を引いた部分であ

ります。第16条の勤勉手当の条文に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果」を加え、改正前の「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第11号男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、組織機構の見直しに伴い条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。組織機構を見直し、総務課危機管理室を危機管理課にするものであります。この際「所管の部において庶務を行う」と改めるため、総務課危機管理室の文言を削除するものであります。

附則として、施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上をもちまして各議案の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。山田市民福祉部長  
【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、市民福祉部に係る議案第12号及び第13号の条例の一部改正2件について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお願いいたします。

初めに、議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の11ページから12ページは、改正前、改正後の対照表であります。

本条例の改正内容は、まず、第3条保険料率第1項中、定める期間を令和3年度から令和5年度に改めるとともに、同項各号の額を改めるもので、基準となる額は第3

条第1項第5号で現行年額「8万5,884円」を5,304円減額し「8万580円」と定めるものであります。

また、同条第3項から次のページ、第5項は、低所得者に対する保険料軽減の規定であります。各号の期間を令和3年度から令和5年度に改めるとともに、第1段階を2万4,174円に、第2段階を4万290円に、第3段階を5万6,406円と定めるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

13ページをお願いいたします。

次に、議案第13号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の14ページから80ページまでは、改正前、改正後の対照表であります。

本条例の改正内容といたしましては、14ページからの第1条は、男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例、53ページからの第2条は、男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例、70ページからの第3条は、男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。各条例において感染症や非常災害時において継続的な業務の実施及び早期の業務再開を図るための業務継続計画策定を義務づけること、また、感染症の予防及びまん延防止のための措置や虐待の発生や再発を防止する措置を講じることなどを定めるため、条文を整理するもので、施行期日は令和3年4月1日であります。

以上で各議案の補足説明を終わりますが、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、小玉観光文化スポーツ部長の説明を求めます。小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 私からは、観光文化スポーツ部に係る議案として、議案第14号男鹿市観光施設基金条例を廃止する条例について及び議案第15

号男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定についての2件について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の81ページをお願いいたします。

初めに、議案第14号男鹿市観光施設基金条例を廃止する条例についてであります。

男鹿市観光施設基金は、温浴ランドおが及びなまはげ館からの剰余金を積立て、その運用益により観光施設の整備、維持修繕及び良好な管理運営に資するための財源に充てることを目的として、平成9年に条例を制定し設置したものであります。本年度、基金の全部を処分したことから条例を廃止するものであります。

82ページをお願いいたします。

この条例の施行期日は公布の日からとするものであります。

男鹿市観光施設基金条例を廃止する条例については以上であります。

続きまして、83ページをお願いいたします。

議案第15号男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は「男鹿駅周辺広場」で、指定管理者となる団体の名称は、秋田県秋田市南通亀の町4番地15、男鹿駅周辺広場にぎわいづくり共同事業体、東海林諭宣であります。

この団体は、秋田市所在の株式会社SeeVisionsを代表団体として、秋田市所在のノリット・ジャポン株式会社及び男鹿市に所在し、道の駅男鹿を運営する株式会社男鹿の三者による共同事業体であり、指定管理者の公募期間中に申請があったのはこの団体のみであります。

指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番三浦利通君の質疑を許します。

○15番（三浦利通君） おはようございます。

ただいま提案された議案について、すいません、通告しておりませんでしたけれども、議案第10号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、勤勉手当、先ほど部長御説明ありましたけれども、国の法改正に伴って平成28年から義務づけられていると。市においても試行期間5年間実施したということですが、従来の勤務成績に応じる、勤務成績、具体的にはどういうふうな成績が過去には勤勉手当の根拠になっていたのか、ちょっとその点と、今回改正された中で人事評価の結果を重要視するというようなことだろうと思いますけれども、日頃の勤務状況、人事評価、職員のそれなりのレベルの幹部の方々が、もしかすれば自分の課の職員の皆さんを評価していくという手法になるのかどうか分かりませんが、通常、公務員の評価というのは、どういう評価の根拠というか、に基づくものなのかなと、そんなことをちょっと考えてみますと、やっぱり公務員とは市民に奉仕をする。よく公僕というような言葉も使われますけれども、それが市職員、公務員の役割なのかなと思います。そういう観点では、こういう形での人事評価をすることによって、どういうメリットが出てくるのか。ややもすれば、男鹿市にはそういう方は少ないと思いますけれども、先ほど言ったような上司のそういう人事評価を相当意識をして、片側の市民に奉仕をする、本来の公僕、公務員の役割というのは、こういうことを強化していく、はっきりとうたうことによって薄れていく可能性、デメリットが生じてくるのではないかなという懸念は私はちょっと持ったわけですが、そういうことがないのかどうか。こういう改正をすることによって、従来の公務員としてのあるべき姿も維持できるし、人事評価によって、さらに公務員としての様々な面がより市民のためにも発揮されると、そういうようなことになるのかどうか、部長、ちょっと、できたら説得力のあるお答えを聞かせてください。

それと次の議案第11号空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例について、現状の我々の地域における状況を見てみますと、どんどんどんどん空き家が増えてきている。しかも早い年次から相当数たっても、もう住む家族もおらないし、誰も住んでない。外から見ても、先日ありましたように、そろそろ解体した方がいろんな面で周囲に危険を及ぼしたり、外観上も良くないというような状況が取り除かれるのではないかなというようなことが見受けられる例が増えてきておりますけれども、実情、市においては空き家の実態というのは、どういうふうな調査をして、どういうふうに掴んでおられるのか。この後、空き家対策で一定の年数たって、今言ったようなことで家族等が、後継者がおらないと、明らかにもうそういう市が解体等やらざるを得ないと

というような場合があちこち出てきて、あのとおり上限30万円ですか、そういうものがぼちぼち対策に使われているというような状況が出ておりますけれども、その辺このままで空き家対策というのは果たしてどうなのか、どういうふうな対応策、具体的に当局としては持っているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） それでは、まず議案第10号一般職の給与に関する条例の部分についての質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり公僕という言葉はよく使われますので、当然職員は市民のためにということで働いているのは当然のことでございますが、このたびの法改正の部分については、あくまでも職員のスキルアップのため、職員の能力向上、それと、その業績という評価になりますけれども、自分で目標を立てて、どういうところまでその仕事を完成させるかという部分についての評価をするという制度になっております。年度当初、今年度において、こういう事業をここまで完成させる、こういう仕組みづくりをするという個々の目標を立てて、その達成度、これについて評価するという制度になってございます。決して市民に向けてということではございません。ましてや上司の顔色をうかがうというような制度ではございませんので、その部分については御理解願いたいと思います。

この人事評価制度を導入することによって、全体として職員のスキルをアップすることに伴って、当然事務効率も上がっていくと。ひいては、当然市民サービスにもつながっていくものという具合に考えております。

次に、議案第11号空き家の部分についてでございますけれども、確かに現状、所有者の不明な空き家等かなり増えている現状にあります。この部分については、年1回、シルバー人材センターの方と協力して空き家になっている部分を調査をしております。その中で特に老朽化が進んでいて、被災等考えられるような部分の空き家については、特定空き家というような指定をしまして、その部分について今後の対応を検討しているところであります。

あくまでも空き家とはいっても所有者がございまして、危険空き家、老朽化した空き家、その部分については、所有者の責任の上で対応することと認識しております

が、周りに迷惑をかけないような管理について所有者に協力をお願いしていきたいという具合に考えております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 部長、今お答えいただきました最初の議案第10号ですけれども、スキルアップ、能力向上につながると。それらを基にして、目標の達成度を評価すると。様々な施策事業の達成度というような意味合いだと思いますけれども、それから事務効率が上がっていくと。こっちの方からいきますけれども、事務効率、余計な仕事が増えてきて、何も効率上がらないんでない。今までやらなかった仕事が出てくるということ、それだけ事務量が増すと。そういうのは効率が上がると言わないのではないですか。それ以上に成果が上がるような事柄であればいいんですけれども、手間暇かかった割にはこういうふうな、いくら国の法律改正に伴うことであっても、かえってマイナスの部分があるのでないか。どうも具体的なメリットが、こういうのをやって出てくるかって、俺そうでもないと思うんだよな。目標を持ってその達成度を評価するということですが、日頃、菅原市長はオール男鹿でやると。ですから、例えばその課の様々な仕事内容については、オール男鹿でやるとすれば、日常いろんなその時々状況を担当課長であればその部下の状況を把握して、こういう課題があるとすればこういうふうにするればいい、オール男鹿だとすればそういうものを常日頃やらなければいけないことであって、一定の時期にまとめてそういうものを達成度を評価するなんていうことはおかしい話だ。だとすれば、菅原市長が一生懸命しゃべってるオール男鹿っていうのは、相当先に行かなければ効果が出てこない、まだまだその域に達していないと言われてもおかしくないんでない。併せて俺が言いたいのは、何ぼお上、国の法律改正であっても、自治は自らが治めていく。ただし、明らかに国とか県の法律に及ぼすそれ以上のことは、これはできないかもしれないけれども、試行的に5年やっただと。試行的にもう2年も3年もやって、本当にこれが男鹿市にとってプラスになるのか、メリットがあるのかって、そういうふうなことをちゃんと結果が出た時点で、よしやっていくかということではないかと、これあと絶対、あともう試行的な期間終わったってということなのか、そのことも含めてちょっとお聞かせください。

空き家の関係ですけれども、先ほど言ったように、いずれにしろこの空き家の広が

りというか状況というのは、どんどんどんどん大きくなって深刻さを増していくと。地域の中では、うちの方の鶴木町内は120戸ありますけども、十五、六件ぐらい空き家です。老人福祉施設に入ってるおばちゃんが1人おれば、もう残念ながらあと帰ってこない。そういうことがさらに強まる中で、このやっぱり問題というか課題については、相当やっぱりいろんなシミュレーションをしながら、どういうふうな対策を講ずればいいのか。例えば、国は地方創生というような声高々に叫んでおりますが、こういう部分については何ら支援策もあまり見えないし、手だてが行っておらない。100万円も150万円も家屋を解体するのに費用をかけてやれる経済的な家庭というのは、そんなに多くはない、これが現状だと思います。そうすればどうするのかというようなことは、例えば、可能性がどこまであるのか分かりませんが、特区を可能だとすれば設けながら、そういうものを可能な限り安くやれるような方策というものはないものか等々、いろんな対策というのはこれから真剣に取り組んでいかなければいけないのではないかなという気がしますので、難しい問題ですが、すぐには解決しないかと思っておりますけども、そういうことをこの後まず研究してもらいたいと思います。その部分はお答えいりません。議案第10号の方をちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 人事評価の部分についてお答えさせていただきます。

5年間試行させていただきました。この試行期間という部分については、評価者、評価する上司の人方のスキルアップと、同じその職員に対していろんな評価が、精度が変わるといっては好ましくない状況でございましたので、その評価の精度を上げるということで、どの課長さん、どの管理職の人が評価しても同じような評価になるようなスキルアップのために5年間試行させていただきました。

あくまでもこの人事評価というのは、その一時期の評価をするのではなく、1年間通して、当初目標を立てるに当たって期首面談ということで担当者と面談をして、その目標について確認しております。その後、中間面談ということで、中間でも面談して対応しております。ただ、その評価の際については、当然、管理者たる人たちは日頃の業務状況、仕事の状況を確認して、その面談、そのときそのときで協議して評価

するというところでございます。たった一時のという判断ではございませんので、1年間通しての評価という具合にしております。

これ、余計な仕事というお話もございましたけれども、あくまでも自分が所管する事務事業を1年間通してどこまでやっていくかという目標を当然決めるだけでありまして、常に行っている事務事業ということでございますので、なかなか新しい作業が増えるということではございません。そのためにも5年間、この人事評価制度というのを試行してきたということでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） あとやめますけれども、そうすれば法律の改正部分でうたっているような、そうたいしたことが結果としてはなされないような条例というような解釈で捉えましたので、分かりました。

ただし、つけ加えて言いたいことは、こういうふうな人事評価というよりも、それ以前にやっぱり職員の皆さんがいろんな機会、要するに具体的な様々な関係の行政事務に関する情報、知識、そういう研修の機会というのを、あまり菅原市長の考え方聞いたことありませんけれども、可能な限りやっぱり与えるという言葉あれですけども、積極的に外に出して勉強してもらおうというような、こういうことがむしろ俺は必要なんではないかなというようなことで、そういう部分はその後、市長以下、可能な限り配慮してもらって、スキルアップを果たしていただければありがたいと思います。終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番中田謙三君の質疑を許します。

○1番（中田謙三君） 通告もいたしませんで、また、本会議場の議論に、発言にふさわしいのか分かりませんが、先ほどの三浦議員とはちょっと違った視点でというか、高い視点では申し上げられませんので、私なりに感じたことをお話したいと思います。

昨日、私は二宮金次郎の映画上映を観させていただいて、徳を積まなきゃいけないんだと、人との出会いも大切にしなければいけないんだと、日々努力していかなければいけないのかなということを感じて、非常に感銘を受けて家へ帰りました。

帰り際に私は駐車場から出る際、一方的にというか、本来であれば、反対側からも国道に出られるのに、結果的に文化会館前にだけしか通行が可能ではありませんでした。先ほど三浦議員の中で、勤勉手当、日常の評価、それからオール男鹿の話もありました。市民への奉仕者の話もありました。私は、ちょっと気遣うことによって、あそこの雪を撤去することによって、二宮金次郎翁の映画を上映するに当たっての市民への、お迎えする心、そういうものが私は公務員として欠けているのかなと思いました。私だけでしょうか。市長はそこまで目配りできるかもしれませんが、誰かが気付いてもよかったと思います。昨日、副市長も観劇していたと思います。帰り際、どういうことを思われたか分かりませんが、私はそういうことを思いました。

話は長くなりますけれども、本来やるべきことをやって当たり前だし、その延長線上でスキルアップをして、なおかつ市政のために公僕として働くんだという、最低限その場その場での、やるべきことがちょっと皆さん欠けているのではないかと、私はそう考えます。どう思われますか。本会議場で、私、予算委員会でやろうかなと思ってあったんですけれども、たまたま三浦議員が高い話をしてくれましたので、できれば私も議論に参加させていただければと思ひまして発言した次第です。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えさせていただきます。

文化会館につきましては、観光文化スポーツ部の所管であります。議員の御指摘のとおり、まず市民の皆様をもてなしすると、そういう観点で準備が非常に不十分だったというふうに今痛感しているところであります。まさにお客さんに喜んで来ていただく、帰っていただくと、そういうささいなところですね、そういったところにやはりもっと気を遣うべきだったということで、大いに反省しております。今後ですね、さらなるこういった機会がある場合も含めてですね、やはりもっと気を引き締めて市民の皆様をお迎えする態勢づくりを進めてまいりたいと思います。何とぞ御容赦くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 中田議員

○1番（中田謙三君） 最後に、部長がそういう話していただいたので、私は残念なのは、やっぱり今日この後どういうふうな仕事をするのか分かりませんが、誰も気付かなかったというか、副市長はどう思われたのか、その発言を私は求めてありました。ぜひとも、みんな緊張感を持って、私も至らないところはたくさんあります。でも、少なくとも、こういう話をする以上、私もこの後、自分の身の処し方を気を引き締めて図らなければいけないわけですが、今日私は残念なのは、誰も今日現在、そのことを管理について気を砕けていただかなかったのかなと、そのことが残念です。

以上です。終わります。

○議長（吉田清孝君） 1番中田議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。16番安田健次郎君の質疑を許します。

○16番（安田健次郎君） 私も通告しておけばよかったんだけど、ちょっとためらいがあったんだけど、ただ、今、三浦議員の質問にいたく感動する意味で、ちょっとつけ加えて質問させていただきたいと。

最初に評価したいと思うのは、最後の三浦さんの質問の中で、研修なりね、そういう話し合いが大事だという締めめの質問していましたが、全くそのとおりだという観点でこの原案について伺いたいと思うんですけども、そもそも勤務評定というのは、社会の勤務の問題については、昔、過去にあった勤務評定という言葉はあるんだけど、教職員とか特に。人が人を評価するということ自体は、どうなのかということと国会でも大論争した経緯があるわけですが、ただ、今、法律改正で自治体にもそういうある程度の義務づけがなされておりますけども、それはある意味では、いい方向にもっていかうとする裏づけにもなっていることは確かなんです、それは。ただ、去年も盛んにありましたように忖度とか、人が人を評価する、それから、上司に対してうかがいをたて過ぎるという結果も出ているんですね。そういう点では、単に勤務評価というのは、法律で決まったから、それを改善したりいい方向に戒めていくというだけでは勤務評価には当たらないと、いい意味でのね。本来やっぱり、今、冒頭申し上げましたように、地方公務員には研修とかそういうものは義務づけられているところもありますよね、自治体学校へ行かせたり、県庁へ出張させたりして。そういうのが今ベストなんだけれども、そういう勤務というか態度を研究させていくと

というのが中心であるべきだと思うんです。そういう点では、この今の中身を見ると、ちょっと今までの中身はこれ、私、何回も言うんだけど、勤めたこと分からないからあれだけでも、その者の勤務成績について書いた欄が、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びって、そして、最後には勤務の状況って書いてありますね。すべからく網羅した上で、その時々じゃなくて、全体に見てこの人を評価するという中身なのかどうか、これちょっと総務課長から教えていただきたい。そういう点だとすると、言ったように忖度だとか、ずੱとこう、言葉は悪いんですけどもずੱと管理職クラスの人方が、課長クラスの人方が自分の部下の職員というか、それを見届ける、それがちょっとね果たしてどうなのかということなんですよ。6か月間ぐらい見て、大体という、それが強化されるということになると、やっぱり忖度とか、その上司に対するうかがい心っていうか、それからさらには余計なストレスというか、そういう職員が伸び伸びとやり切れない現象をやるという、そういうことを指摘している学者もいるんですよ。そういう点では、この部分だけ強調するのではなくて、二つ目の御答弁求めたいのは、今後この勤務評価に値するようなことを出さないための手だてとして、もう少し別な、研修的な、いわゆる話合いというか、その課ごとの何ていうんだ座談会的といえれば変だけれども、そういう中身はちょっと分からないんだけど、そういうのがむしろ強化されるべきでないかと思うんだけど、その対応方について今後の見通しについて、もし楽しく職場がうまくいく、欠陥のないような、粗相のないような、目指すとしたら、そういう仕組みのいじくり方も必要じゃないかと思うんだけど、その点については管理者としてどう思っているのかちょっと伺いたいと思っています。

二つ目は、通告出さなかったのは予算委員会でやろうと思ったんだけど、介護保険の改正ですよ。平成20年から10年続いた第8期です。あと3年間の中身をこれから議論して、今議会で決定されると思うんだけど、ちょっと気になっているのは、依然として介護保険料、今日の提案で下がりましたよね。何百円とか何十円とかって。全体的にすごく喜ばれる議案なんですよ。比較しますとね。しかし、よく見ると全県の中で男鹿市は4番目に高い方なんですよ。過去には一番高かったんだけど、今は五城目町とか井川町とか小さな市町村が高くなってきているんだけど、市ではやっぱり男鹿市が断トツトップです。この改善につながるのかどうか

ちょっと伺いたいと思うんですね。今回の改定。幾らか下がる。それは今まで積み立てすぎた、我々が何回も何年も、佐藤巳次郎議員と一緒に下げるべきじゃないかという点は指摘してきましたけども、将来に備えてということであったから今回は下げる、ある程度基金が2億円ほどあったからね、それは分かるんだけども、だからまだこの市ではトップ、全県ではまだ4番目のこの介護保険料の高さ。これに向けて今後どう対応するのかというのが基本的なことだけ今日聞いておきたいなと思うんです。後ほど予算委員会でもまたやるわけだけども。

それからもう一つ、待機者がね、これも比較しますと、県内いっぱいある、資料あるんだけども、やっぱりまだ特老待機者というのは220人もいるということだけど、去年の段階でね。大体どこの市もそうなんだけども、やっぱりまだ男鹿市の方が施設が多くてかかり増しだという話がなされていました、過去の答弁で。介護保険とかショートステイだとか特老だとかって、市の割合には多すぎるからお金、福祉的なところにお金が費やされていると。市民の中にもそういう言われ方をした方がいますけども。でもやっぱりまだこの施設がある割には、待機者がまだ220人もいる。収容能力が297人の中に、297人よりお泊めすることができないのにね、まだ待機者がそれに近い数があると。これはやっぱり改善すべき方向に手がけるべきじゃないかなと思うんです。せっかく今回この議論をこの議会で大きな一つのね、介護保険というのは3年間の目安を立てるときですから、相当いろんな議論させていただきたいと思うんだけども、とにかく全県的に高い料金に対する、保険料に対する対策と、もう一つは待機者の解消等について、基本的にはどう考えているのか担当の方からお聞かせ願えればありがたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 私からは人事評価の部分でお答えさせていただきます。

人事評価の部分については、直前の状況ということではなく、1年間通してその評価をするということであります。1年間分の評価に対して次の年度の手当てに反映させていきたいという具合での今回の制度の改正です。確かに1年間というところで評価する場合、当然波が出てくる可能性もございます。この後、実際に評価されて、ど

ういう点数になるのか、当然人事評価の点数になりますので、その辺の部分をいろいろこの後も実務していきながら、1年が長いのであれば半年ごとの業績評価というんですか人事評価ということも一つ検討していかなければいけないという具合には考えております。当然、先ほども説明しましたけれども、年度当初に目標を立てるのでありますので、前期の6か月で完成する目標も当然出てきますし、年度末までかかる目標というのも出てきますので、その辺の整合性もこの後、考えながら、この期間等については検討していきたいという具合に考えてはおります。ただし、現在の本市の職員の中で、そんなに能力に格差があるという認識は持っておりませんので、皆さんきちっといい点数で評価されるものと考えております。

それと、研修等の許可の話ございました。基本的に初任者、中級者、管理職等々の部分について定期的な研修を行っておりますし、この後こういう人事評価制度を導入したことに伴っての研修についても、改めて研究してまいります。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、介護保険料のことについてお答えさせていただきます。

このたびは第8期事業計画ということで御提案させていただいております。議員がおっしゃるとおり、第7期におきましては全県でかなり高いような位置づけであったというふうなことでございますけれども、今まで8期までの間で、やはり給付費が非常に右肩上がりに上がっているという状況の中で、この保険料が下がるということは今までございませんでした。徐々に上がっていったような状況でございました。このたびは、この第7期の計画、3年間の中で給付費が見込んだところよりも抑えられたということもありまして、その剰余金として積立てしておりました基金を全額取り崩ししまして、このたび初めてこの第8期において減額というふうなことになったものであります。

全県的に見ましても、なかなかこの減額というところが見当たらないので、今現在この第8期の計画の中で全県でどれくらいというのは、各市町村の状況がまだ分からない状況でございますので断言はできないものでございますが、この後の状況によりまして全県等の位置づけというのが決まってくるものと思っております。

次に、施設入居者の待機者の件につきましては、確かにまだ待機者が多いということとは認識してございますけども、やはり今現在、介護度が非常に年々高くなってきているというのが、この施設入居者の増加につながっていることでもございますので、今後より一層ですね重症化防止、これに努めるのが市の待機者防止策の一つとして強化していかなければならない、介護度を1段階でも上げないような対策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 総務企画部長にもう一回質問したいと思うんだけど、今の議案の目標達成のための手だてとか期間6か月にするとかの問題じゃなくて、基本的なことについても答えていただきたかったなという思いなんです。いわゆる研修とかなんか私言ったのは、話し合いとかね座談会的なことを言ったのは、こういう、人が人を評価するよりも、そこでみんなで合同でどうしようかと、目標達成をどうするかというプログラムなりね、そういうものの方が重要じゃないかという立場も私は思って、舌足らずで悪いんだけどね、そういう基本的な人事評価をするよりも、よりもってば変んだけど、法律にあるから仕方がないところもあるんだけど、しかしやっぱり話し合いとかね車座になって、この達成、去年の12月に私指摘したよね。達成度がほとんど達成していないと。何十項目って羅列して、あれもまだ取り組まないということで、今日は資料持ってこないんだけどね。だから、それに対する思いがあってなにかと推測はするんだけど、そういう置かれている立場での目標達成のために、ただ、人事評価だけじゃなくて、もっとそういう点の基本的な、人が人を評価しないで効率を上げていくという施策もこれから検討すべきじゃないかということを再質問しておきたいと思います。

それから介護の問題、確かに大変ありがたく思ってます。さすが部長の配慮だと思うんだけどね、しかも今まで上げなかったことのしわ寄せだって言えばそれまでなんだけど、ただやっぱり他市に引けをとらない形での取組というのは、これ強調されることだと思うし、それは評価したいとは思ってます。

ただやっぱり保険あって介護無しという現象が露骨に今、表れている状況なんですけども、いわゆる保険料は高いんだけど待機が増える。なかなか年金だけでは入り切れない状況だと。この現象は否めないわけだけど、ここに対するやっぱりもう

少し、この後、予算委員会でも質問したいと思っておりますけれども、もう少し市民の立場で介護保険をもっと下げるとか、利用がもっとしやすくなるとかって、そういうのが同時に進行していかないと、やっぱりオール男鹿はあり得ないということになるんです。この思いを、どう皆さんが考えているか私いつも思うんですけども、今回の公約にもオール男鹿いっぱい羅列してますよ。でもね、私がこの間も一般質問で質問したように、低所得者層なり、地域が過疎化になって大変な方々の思いというのは、オール男鹿に近づけないような現象になりつつあるということを指摘したいと思うんです。お金がなくても行けということと同じなんですよ。車を買うお金もないのに行けていったってね、そうならない部分もあるんだよと。そういう人を手助けするのが政治の姿勢じゃないかと、市政運営じゃないかということ言ってるわけけども、だからそういう介護施設なりに行きやすい。介護保険料も他県に比べて安い。じゃあ住みやすいねと。じゃあオール男鹿でいきましょうかって、そういうコンタクトをとっていく姿勢というのが私大事だと思うんですよ。ですから私、口酸っぱくそういう皆さんのやっている施策と相反することも提案して議論しているわけなんですよ。その点についてはね。すれ違っていけばまずいな。話、介護保険に戻します。要は、介護保険をね、この後も引き下げるようにして、十分利用しやすくなるような環境づくりについて再答弁求めて終わります。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 私からは人事評価と市の行政の達成度という部分についてお答えさせていただきます。

当然、今後5年間、10年間ということで設定した目標がございます。それに向けて達成していくというのがそれぞれの課の目標になります。その課の目標を達成するためにも、個人で持ったその事務事業の目標を達成することによってそれにつながっていくものという認識をしてございます。確かに個人の目標を達成したからということではなく、市の全体の目標に向かって努力していけるような仕組みづくりを研究してまいります。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

議員御存じのとおり介護保険料の算出の仕組みといたしましては、給付費の見込み額の推計、これらに基づいて保険料が定められていくということもございまして、非常にこのサービスが向上し、保険料が低くなるというのは、相反するようなことでもございます。利用を求める方々に対しまして、サービスの提供というのをしやすいようなものにするというのは特に必要なことでもございます。その中で要介護度の重症化を抑えるというのを基本に市の方でも考えてまいりたいと思いますので、引き続きこの介護保険料の低廉につながるよう、介護度の抑えに強化してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第10号から第15号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第5号から第9号まで及び第16号から第26号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号から第9号まで及び第16号から第26号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

## 日程第3 議案第27号及び議案第28号の一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算

(第15号)について及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) ただいま議題となりました議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第15号)及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第27号は、雪害対策緊急支援事業費補助金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ1,720万円を追加し、補正後の予算総額を196億5,460万円とするものであります。

議案第28号は、緊急宿泊支援事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、プレミアムパスポート事業補助金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ1億2,830万円を追加し、補正後の予算総額を158億2,830万円とするものであります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 予算特別委員会の付託

○議長(吉田清孝君) 日程第4、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第15号)及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 御異議なしと認めます。よって、議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第15号)について及び議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日2日から12日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって、明日2日から12日までは議事の都合により休会とし、3月15日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前10時59分 散 会

## 議案付託一覧表

### 総務委員会

- 議案第10号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について

### 教育厚生委員会

- 議案第12号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例について

### 産業建設委員会

- 議案第14号 男鹿市観光施設基金条例を廃止する条例について
- 議案第15号 男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定について

### 予算特別委員会

- 議案第5号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第14号）について
- 議案第6号 令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第7号 令和2年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第8号 令和2年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第9号 令和2年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第16号 令和3年度男鹿市一般会計予算について

- 議案第 17 号 令和 3 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 18 号 令和 3 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 19 号 令和 3 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 20 号 令和 3 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 21 号 令和 3 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 22 号 令和 3 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 23 号 令和 3 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 24 号 令和 3 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 25 号 令和 3 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 26 号 令和 3 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について
- 議案第 27 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 15 号）について
- 議案第 28 号 令和 3 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について

